

◎新潟県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年2月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 新発田市真野原外1145番地 長谷川 史司

退任年月日 令和2年1月30日